

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月14日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第17号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～5 [略]	附 則 1～5 [略] 6 <u>条例附則第7項に規定する「人事委員会の定める額」は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 条例附則第6項第1号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行う作業 作業1日につき 40,000円</u> <u>(2) 条例附則第6項第1号の作業のうち前号及び第4号に掲げる作業以外の作業であって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会が定めるものに限る。） 作業1日につき 20,000円</u> <u>(3) 条例附則第6項第1号の作業のうち前2号及び次号に掲げる作業以外の作業 作業1日につき 13,300円</u> <u>(4) 条例附則第6項第1号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行う作業 作業1日につき 3,300円</u> <u>(5) 条例附則第6項第2号の作業のうち屋外において行う作業 作業1日につき 6,600円</u> <u>(6) 条例附則第6項第2号の作業のうち屋内において行う作業 作業1日につき 1,330円</u> <u>(7) 条例附則第6項第3号の作業のうち屋外において行う作業 作業1日につき 3,300円</u> <u>(8) 条例附則第6項第3号の作業のうち屋内において行う作業 作業1日につき 660円</u> <u>(9) 条例附則第6項第4号の作業のうち屋外において行う作業 作業1日につき 6,600円</u> <u>(10) 条例附則第6項第4号の作業のうち屋内において行う作業 作業1日につき 1,330円</u> <u>(11) 条例附則第6項第5号の作業のうち屋外において行う作業 作業1日につき 5,000円</u> <u>(12) 条例附則第6項第5号の作業のうち屋内において行う作業 作業1日につき 1,000円</u> 7 同一の日において、前項各号に掲げる作業で2以上のもの

(刑事作業手当の特例)

6 条例附則第7項に規定する手当の額及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

7 条例附則第7項に規定する「人事委員会が認めるもの」及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている「人事委員会が認めるもの」とは、前項各号に掲げる作業のうち、損壊が特に著しい状態にある死体の収容等又は当該状態にある死体を取り扱うもの（人事委員会が別に定める作業を除く。）とする。

8 条例附則第7項に規定する「人事委員会の定める割合」及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている「人事委員会の定める割合」は、100分の100とする。

9 同一の日において、附則第6項各号に掲げる作業で2以上のものに従事した場合の手当の額（条例附則第7項ただし書の規定が適用される場合を含む。）は、最も額の多い作業に係る手当の額とする。

10 条例附則第8項の規定により読み替えて適用される条例第10条の2第1項第6号の死体を取り扱う作業等に係る手当の額は、第13条第7項第6号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(4) [略]

11 [略]

12 同一の日において、附則第10項第2号から第4号（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）までに掲げる作業で2以上のものに従事した場合の手当の額は、最も額の多いいずれかの作業に係る手当の額とする。

に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が同額のときであつてはそのいずれかの作業に係る手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときであつてはその額が最も多いいずれかの作業に係る手当（その額が同額の場合にあつては、そのいずれかの作業に係る手当）以外の手当は、支給しない。

8 附則第6項第5号、第7号、第9号又は第11号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

(刑事作業手当の特例)

9 条例附則第9項に規定する手当の額及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

10 条例附則第9項に規定する「人事委員会が認めるもの」及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている「人事委員会が認めるもの」とは、前項各号に掲げる作業のうち、損壊が特に著しい状態にある死体の収容等又は当該状態にある死体を取り扱うもの（人事委員会が別に定める作業を除く。）とする。

11 条例附則第9項に規定する「人事委員会の定める割合」及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている「人事委員会の定める割合」は、100分の100とする。

12 同一の日において、附則第9項各号に掲げる作業で2以上のものに従事した場合の手当の額（条例附則第9項ただし書の規定が適用される場合を含む。）は、最も額の多い作業に係る手当の額とする。

13 条例附則第10項の規定により読み替えて適用される条例第10条の2第1項第6号の死体を取り扱う作業等に係る手当の額は、第13条第7項第6号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(4) [略]

14 [略]

15 同一の日において、附則第13項第2号から第4号（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）までに掲げる作業で2以上のものに従事した場合の手当の額は、最も額の多いいずれかの作業に係る手当の額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則附則第6項から第8項までの規定は、平成24年9月14日から適用する。